高知県告示第775号

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁
 目
 2
 0

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

告	- 示 ○県統計調査の実施(9件)	(統	計	課)	ペーシ
	○朱旭司嗣直の天旭(すけ) ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	(A)L	μl	味)	1
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による医療機関の指				
	大阪に関する仏伴による区原城長の指	(福祉	比比证	当部 /	3
	- 左 ○区画漁業の免許	(漁業		•	4
	○区画漁業権の消滅の登録	(1/2/2	て日と	主味)	4
	○区画漁業権の免許の内容となるべき事	("	,	4
	項等の定めの取消し	(IJ)	4
	○道路の区域変更(2件)	(道	路	課)	4
	○道路の性用開始	(ΗΠ)	4
	○告示(高知県会計規則第2条による出	(,,	,	7
	先機関及び取扱店の指定)の一部改正	(수)	- 答∃	田調)	5
公	告	(Д)	1 1 1 1	Th/k)	
	- 1 ○土地改良区の役員の退任	(農業	生基度	公課)	5
	○建設業法に基づく処分	(建設			5
	知県選挙管理委員会告示	(-	т.	2219/147	_
	◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職	の請す	えをっ	上る場	l ī
	合の高知海区漁業調整委員会の委員の	異学権	を存むする	すする	
	者の総数の3分の1の数	<12 ·	12‡	とう と	5
	○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の	当選人	、 の信	主所等	Ş.
		<12 ·			5
	○政治団体設立の届出				5
	○政治団体異動の届出 (2件)				6
	○政治団体解散の届出				7
	○資金管理団体異動の届出				7
入	札公告				
	○一般競争入札(高知県立あき総合病院				
	清掃業務)の公告	(公営	企業	 岸局	
		県立	加病院	完課)	8
	○一般競争入札(高知県立幡多けんみん				
	病院清掃業務)の公告	(IJ)	9
	告示				

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調査(乳用牛調査)

2 調査の目的

本県における家畜(乳用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

乳用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- カ 搾乳方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

平成25年2月1日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

85戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第776号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調查(肉用牛調查)

2 調査の目的

本県における家畜(肉用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

肉用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 飼養管理方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日 平成25年2月1日現在
- 5 報告を求める者
- (1) 数

227戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第777号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調査(豚調査)

2 調査の目的

本県における家畜(豚)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

豚飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形能
- カ 県外からの導入状況
- キ 頭数内訳
- (2) その基準となる期日 平成25年2月1日現在
- 5 報告を求める者
- (1) 数

21戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第778号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調査(鶏調査)

2 調査の目的

本県における家畜(鶏)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

鶏飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装備
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- カ 鶏舎形態
- キ ヒナの県外からの導入状況
- ク 羽数内訳
- (2) その基準となる期日

平成25年2月1日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

159戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第779号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
 - 平成25年家畜頭羽数調查(馬調查)
- 2 調査の目的

本県における家畜(馬)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

馬飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 施設の構造、棟数及び面積
 - ウ 飼育目的
 - 工 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

平成25年2月1日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

7 戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

調查員調查

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第780号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調査(めん羊・山羊調査)

2 調査の目的

本県における家畜(めん羊・山羊)の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

めん羊・山羊飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 飼養者の属性に関する事項 (氏名、年齢、住所等)

- イ 飼育目的
- ウ 品種別飼養頭数
- (2) その基準となる期日

平成25年2月1日現在

2

5 報告を求める者

(1) 数

9 戸

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第781号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

平成25年家畜頭羽数調査 (その他の家畜調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (その他の家畜) の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

その他の家畜飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 種類

イ 戸数

ウ 頭羽数

エ 主な品種

(2) その基準となる期日

平成25年2月1日現在

5 報告を求める者

(1) 数

15戸

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成25年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第782号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県鉱山年報調査(石灰石)

2 調査の目的

県内で石灰石鉱業を行う鉱山事業所の鉱業生産高を調査し、 経済動向を把握する上での基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

現に石灰石を生産している鉱山事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 鉱山の名称
- イ 鉱山の所在地
- ウ 事業者名
- エ 事業所の所在地
- 才 生産状況
- カー用涂
- キ 主な取引先
- ク 送鉱量
- ケ 労務状況
- (2) その基準となる期間

平成24年1月1日から同年12月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1)数

9 事業所

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が事業所に直接報告を求める。

(2) 調查方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成25年2月1日から同月18日まで

高知県告示第783号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県鉱山年報調査(けい石)

2 調査の目的

県内でけい石鉱業を行う鉱山事業所の鉱業生産高を調査し、 経済動向を把握する上での基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

現にけい石を生産している鉱山事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 鉱山の名称
- イ 鉱山の所在地
- ウ 事業者名
- エ 事業所の所在地
- 才 生産状況
- カー用途
- キ 主な取引先
- ク 送鉱量
- ケー労務状況
- (2) その基準となる期間

平成24年1月1日から同年12月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数
 - 9 事業所
- (2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が事業所に直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調查

7 報告を求める期間

平成25年2月1日から同月18日まで

高知県告示第784号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人

က

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるもの とされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のと おり指定した。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

]]]]]]

]]]]]]

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 四国調剤薬局し 南国市篠原1887番地3 平24 · 12 · 1 のはら店

芸西薬局 安芸郡芸西村和食甲1513-1 南国いのうえク 南国市篠原1887番地2 *II II* 3 リニック

芸西オルソクリ 安芸郡芸西村和食甲1495-1 " " " ニック

あにまる薬局本 安芸市宝永町8-20

高知県告示第785号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のと おり区画漁業を平成24年12月28日に免許した。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

◎区画漁業権(第一種 魚類) (1件)

漁画示の番び番び番が番	漁業権者の住所及 び氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	免許 の内 容	制限又は条件	存続期間
区 第 3,084 号	宿毛市片島5番71 号 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	平249高県示 60号とり成年月知告第6のお	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平 24年 12月 28日 5成年 月日で 31日で

高知県告示第786号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。 平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

○区画漁業権

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の 種類	消滅の 原因	消滅の登 録を行っ た年月日
平成20年9月1日	区 第 3,037号	宿毛番71く業合理 用 は り は は は は は ま に り も は は り ま り れ ま り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ り れ	区画漁 業	放棄	平成24年 12月28日

高知県告示第787号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期 間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

◎区画漁業権

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業 の種 類	取消し理由	取消し年月日
平成20 年 5 月 26日	高知県告 示第363 号	区第3,037 号	区画 漁業	放棄	平成24年12月 28日

高知県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月28日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

|--|

四万十市川登字京次 郎山3512番5から	前	11. 0	1, 340
四万十市川登字佐近太郎山3691番3まで	後	11. 4	1, 340

高知県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月28日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知土佐
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市朝倉西町二丁 目72番13から		前	16. 0	23
高知市朝倉 目72番11ま		後	16. 2	23

高知県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月28日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多十木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市川登字京次郎山				京次	郎山		

3512番5から 平成24年12月29 1, 340 四万十市川登字佐近太郎山 3691番3まで

高知県告示第791号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条によ る出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、平成 25年1月1日から施行する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「株式会社四国銀行中村駅前支店

中村支店

東京支店

「幡多信用金庫入野支店

11

株式会社四国銀行東京支店

に改める。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、窪川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があっ た。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所 理事 横山 邦夫 高岡郡四万十町川ノ内141

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づ く処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとお り公告する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

1 処分をした年月日 平成24年12月13日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号

株式会社清水新星

代表取締役 清水 映至

高知市池1402番地

高知県知事許可(般・特)第3481号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

十木工事業に関する営業(発注者から直接十木一式工事 を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建 設業を営む者が十木一式工事として請け負った建設工事の 全部又は一部を請け負う営業をいう。) のうち、公共工事 (国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別 表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。) 若しく は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に 規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活 用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11 年法律第117号) 第2条第2項に規定する特定事業に係る 建設工事をいう。以下同じ。) に係るもの又は民間工事 (公共工事以外の建設工事をいう。) であって補助金等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30年法律第179号) 第2条第1項に規定する補助金等及び 同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が 交付する給付金でこれらに類するものをいう。) の交付を 受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成24年12月28日から平成25年2月10日までの45日間

4 処分の原因となった事実

株式会社清水新星は、国土交通省及び高知県が発注した土木 工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律(昭和22年法律第54号)に違反する行為を行い、このことに より、公正取引委員会から同法第7条の2第18項の規定による 通知を受けた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定 に該当する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第97号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定に基づく 高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海 区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の 数は、2,956人である。

平成24年12月12日 (掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第98号

平成24年12月16日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙に おいて当選した者の住所、氏名及び候補者届出政党の名称は、次 のとおりである。

平成24年12月19日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名	3	候補者届出 政党の名称
東京都世田谷区代沢二丁目 5 番16 号	福井	照	自由民主党
高知県高知市介良乙1748番地	中谷	元	自由民主党
高知県須崎市浦ノ内西分1284番地 24	山本	有二	自由民主党

高知県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定 により次のとおり届出があった。

平成24年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 政党 (国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
日本維新 の会衆議 院高知県 第1区支 部	藤村 慎也	藤村(慎也	高知市南 はりまや 町一丁目 3-4	平24·11· 29

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
高知県歯科衛生士連盟	植田 彩子	大野 由香	高知市旭 天 神 町 292-26	平24·11· 28
大久保嘉 明と明日 のいの町 を明るく する会	大久保 嘉明	大久保 博明	吾川郡い の町波川 709-13	平24·11· 29

私

高知県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称	代表者氏名	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日	
異動前	尾﨑正直後援	青木 章	異動なし	異動なし	平24·11· 1	
異動後	会	小松 三良				
異動前	幸福実現党高知県本	異動なし	中澤 秀	異動なし	平24·11· 20	
異動後	部			桃田 妙子		
異動前	幸福実現党高知後援	桃田 妙子	中澤 秀	異動なし	平24·11· 20	
異動後	会	和田 博文	桃田 妙子			
異動前	上田周 五後援 会	異動なし	異動なし	吾川郡い の町3928 - 1	平24·11· 21	
異動後				吾川郡い の町1692 - 2		
異動前	池田牧 子後援 会	異動なし	異動なし	吾川郡い の町1692 - 2	平24·11· 21	
異動後				吾川郡い		

恒

高知県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
大石宗後援会	国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治団 体	平24·11· 19
	公職の種類		衆議院議員	

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動事項 異動前 異動後		届出年月日
大石宗後 援会	国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平24·11· 19
	公職の候補 者氏名及び 公職の種類		大石 宗・衆議院議員	

高知県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定 により次のとおり解散の届出があった。

平成24年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の 所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年 月日
国民新党 憲友会高 知県支部	高岡郡津野町北 川298	髙本 康稔	解散	平24· 11·1

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月日
新 し い 「 い の 町」を考 える101 人会	吾川郡いの町波 川98	安藤 清一郎	解散	平24· 11·19
INOふ れあい町 づくりの 会	吾川郡いの町波 川96	安藤 清一郎	解散	平24· 11·19
波の会	吾川郡いの町波 川98	安藤 清一郎	解散	平24· 11·19
畑山博行 後援会	吾川郡いの町波 川98	安藤 清一郎	解散	平24· 11·19

高知県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成24年12月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者 名		公職の 種類	名称	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動前	大石	宗	高知県議会議員	大石宗後 援会	異動なし	平24·11· 19
異動後			衆議院議員			

入 机 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成24年12月28日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称及び数量 高知県立あき総合病院清掃業務 一式
- (2) 委託業務の履行場所

高知県立あき総合病院の病院棟及び構内(安芸市宝永町1 番32号地内)

(3) 委託業務の仕様等

仕様書による。

(4) 委託業務の履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年から平成26年までに高知県が委託する庁舎等 の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿 (以下「名簿」という。) に登載されている者又は名簿に

登載されていない者で平成25年2月1日(金)までに高知 県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札 の参加資格の認定を受けたものであること(この場合にお いて、同年1月11日(金)午後5時までに当該認定に係る 申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加 資格が与えられないことがあり、同日までに申請を行った ときでも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に 係る入札参加資格が与えられないことがある。また、申請 書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び 入札の日時を申し出ること。)。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物 品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第 638号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ ること。
- (4) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第15条の2及び医療 法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定 する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所 並びに問い合わせ先

郵便番号784-0027

安芸市宝永町1番32号

高知県立あき総合病院総務課

電話番号0887-34-3111

(2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

平成24年12月28日 (金) から平成25年1月11日まで(高知 県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条 第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時ま で(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の 交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- アー日時

平成25年2月20日(水)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年 2月19日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

安芸市宝永町1番32号 高知県立あき総合病院本館 6 階会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理 規程第5号。以下「契約規程」という。)第22条及び第23 条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示 した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25 年1月11日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、こ の一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなけ ればならない。また、開札の日までの間において、高知県公 営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、こ れに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。ただし、低入札価格調査の基準価格を設定して いるため、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低 の価格をもって入札した者であっても、落札者とならないこ とがある。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Aki General Hospital
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 11 January 2013
- (3) Date and time of tender: 1:30 P.M. on Wednesday 20 February 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Tuesday 19 February 2013)
- (4) Contact: General Affairs Division, Kochi

Prefectural Aki General Hospital, 1-32 Hoei-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan

Tel: 0887-34-3111

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成24年12月28日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式

(2) 委託業務の履行場所

高知県立幡多けんみん病院の病院棟及び構内(宿毛市山奈町芳奈3番地1地内)

- (3) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (4) 委託業務の履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年から平成26年までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者又は名簿に登載されていない者で平成25年2月1日(金)までに高知県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の認定を受けたものであること(この場合において、同年1月11日(金)午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがあり、同日までに申請を行ったときでも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び

入札の日時を申し出ること。)。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第15条の2及び医療 法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) 第9条の15に規定 する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所 並びに問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2225

(2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

平成24年12月28日(金)から平成25年1月11日まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年2月20日(水)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年 2月19日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院 3階大会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理 規程第5号。以下「契約規程」という。)第22条及び第23 条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示 した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25 年1月11日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。ただし、低入札価格調査の基準価格を設定して いるため、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低 の価格をもって入札した者であっても、落札者とならないこ とがある。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 11 January 2013
- (3) Date and time of tender: 1:30 P.M. on Wednesday 20 February 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Tuesday 19 February 2013)
- (4) Contact: General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan Tel: 0880-66-2225

6